

東京立正短期大学 研究活動に関する不正防止計画

東京立正短期大学は、研究活動における不正を未然に防止するため、以下のとおり不正防止計画を策定する。

1 機関内の責任体系の明確化

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
機関内の責任体系	学内において責任と権限の体系の認識が不十分。	責任と権限の体系、各責任者の役割を学内で周知するとともに、各責任者に対して役割の認識を求める。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
ルールの明確化・統一化	文科省等のルール変更を関係者が認識していない。 学内使用ルールについて関係者の理解・認識が不足。	文科省等のルール変更をふまえて学内諸規程を改正・整備する。 説明会の実施や資料配布により構成員に周知する。
職務権限の明確化	責任の所在が不明確。	公的研究費の管理・監査の実施体制について明確に定め、学内外に周知・公表する。
関係者の意識向上	コンプライアンスに対する関係者の意識が低い。 公的研究費の原資が税金であることに対する意識が希薄。	本学研究倫理要綱及び研究費に関する諸規程を周知し、関係者の意識向上を図る。関係者全員にコンプライアンス、研究倫理教育を行い、誓約書を徴取する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
不正発生要因の把握	不正を発生させる要因の把握が不十分。	不正防止計画の実施状況を定期的に検証し、改定する。
研究データ保存・開示の義務化	第三者によるデータの信頼性を検証する環境が不十分	研究成果の根拠となるデータの一定期間の保存・開示を義務化する。

4 研究費の適正な管理・運営

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
予算執行状況の検証	予算執行状況の把握が不十分で、年度末道の特定時期に執行が偏る。	研究計画に基づき予算を執行するようモニタリングを行うとともに、研究者に周知する
取引状況の確認	研究者と業者の関係が密接になりすぎ、特定の相手先に取引が集中する傾向が生じる。	一定の取引先から誓約書を徴取する。 特定の取引業者に集中していないか確認する。
納品検査の実施	実際に購入した物品と証拠書類の内容が異なる。	研究者のみならず事務部門で納品状況を確認する。
内部監査の実施	学内チェック体制が不十分	定期的に監査を実施

5 情報発信・共有化の推進

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
通報・告発窓口の設置	窓口の存在の認知が不十分	学内外に周知・公表
不正防止に向けた取り組み内容の公表	不正防止に向けた取り組み内容の認識が不十分。	学内外に周知・公表

6 モニタリングのあり方

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
モニタリング体制の整備	日常的なモニタリングが不十分。	実施したモニタリングの結果を関係部署で共有し、研究費の適正な執行への取り組みにフィードバックする。
管理・運用体制等の見直し	管理・運用体制・ルールと実態が乖離。	より現実的かつ実効性のあるものになるよう、常に見直しを実施する。

附則

この計画は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。